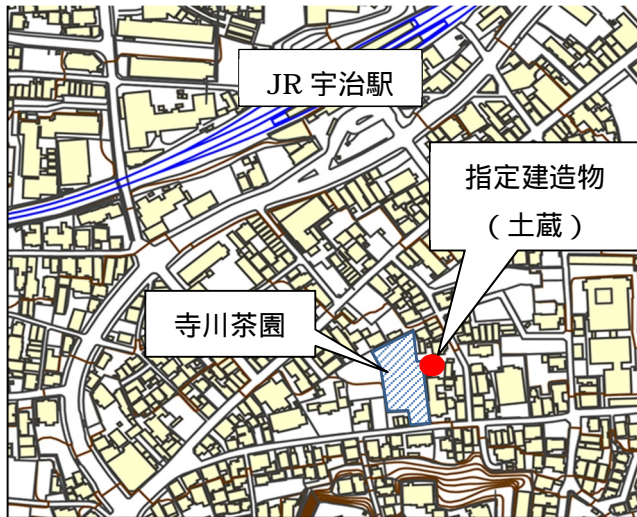


景観重要建造物の指定について

1. 指定建造物の概要



所在地：宇治市宇治壱番 40 番地

所有者：寺川 俊男

指定建造物：土蔵

建築物概要：2 階建て土蔵造り

屋根 切妻本瓦葺き

外壁 白漆喰・焼杉板貼り



指定理由

中宇治地区の三角街区に残る唯一の茶園と、かつて茶工場として利用されていた土蔵が一体となり存在していることが、本市の伝統産業である茶業が生業として継承されていることを象徴しており、本市の歴史と文化を伝える景観として非常に高く評価される。



2. 景観重要建造物の指定要件

景観法第 19 条に基づく指定要件

景観計画に定められた指定の方針に即していること。

地域の自然・歴史・文化等から見て建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

国宝・重要文化財・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物でないこと。

当該建造物の所有者の意見を聴かなければならないこと。